

忠岡町
子育て支援施設個別施設計画

令和元年 8 月
(教育みらい課)

目 次

第1章 個別施設計画策定の背景、目的と位置づけ

- 1-1 背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 個別施設計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 子育て支援施設個別施設計画の対象施設、計画期間

- 2-1 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2-2 子育て支援施設個別施設計画の対象期間・・・・・・・・ 2

第3章 子育て支援施設を取り巻く現状と課題

- 3-1 行政サービスの概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3-2 施設整備の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3-3 老朽化の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3-4 管理運営の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3-5 人口動向等施設に影響を与える要因の概要・・・・・・・・ 4

第4章 対策優先順位の考え方（優先順位の考え方と施設評価）

- 4-1 優先順位の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4-2 対策の優先順位付けの考え方に基づく施設の評価方法・・・・・・ 5

第5章 対策内容と実施時期（実施計画）

- 5-1 対策内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5-2 実施時期（実施計画）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5-3 工程表及び対策費用・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第6章 今後の方針と本計画の実現に向けて

- 6-1 フォローアップの実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第1章 個別施設計画策定の背景、目的と位置づけ

1-1 背景と目的

本町では、厳しい財政状況が続く中、公共施設等の老朽化が進んでいるため、維持補修費の集中的増大に直面することが予想されます。

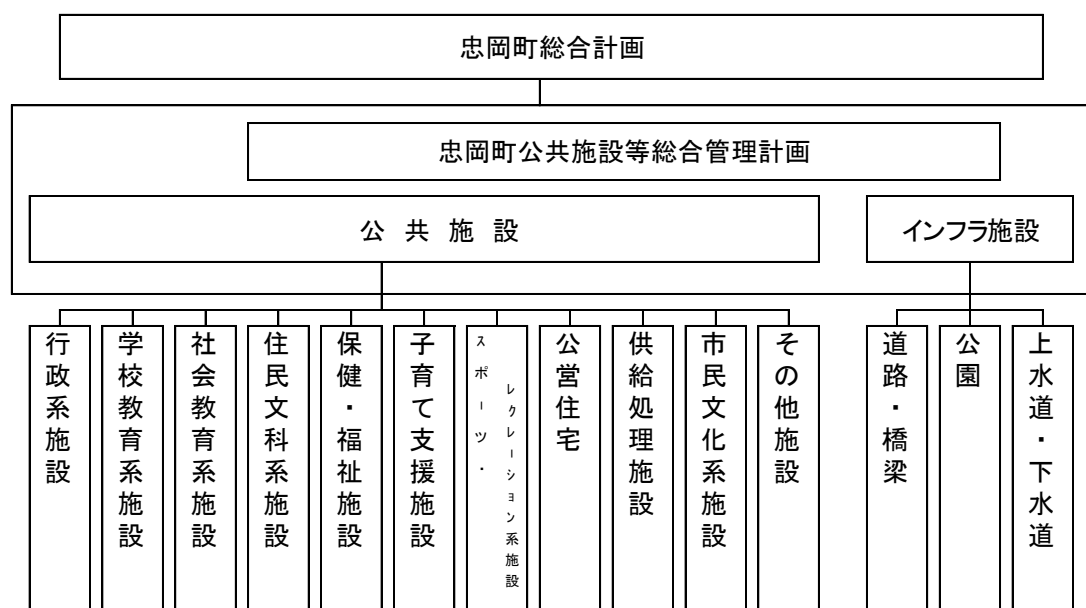
今後においては、急速に進行する少子高齢化・人口減少や財政状況等を踏まえながら、長期的な視点をもって計画的に施設の更新や統合・廃止等進めていく必要があります。

そのような背景から本町における公共施設等の適正配置や効果的・効率的な運営の方向性を示すべく、平成29年3月に忠岡町公共施設等総合管理計画（以下、「公共施設等総合管理計画」という。）を策定したことを踏まえ、同計画に基づく施設ごとの取組方法等を示す計画（以下、「個別施設計画」という。）を策定するものです。

1-2 個別施設計画の位置づけ

個別施設計画は、上位計画である公共施設等総合管理計画の内容に即し、他の関連計画や財政運営との整合を図ります。

【図表 個別施設計画の位置づけ】



第2章 子育て支援施設個別施設計画の対象施設、計画期間

2-1 対象施設

本計画の対象施設は、公共施設等総合管理計画における施設分類の子育て支援施設とします。

個別施設としては、忠岡地区において平成31年4月より忠岡幼稚園と忠岡保育所を統合して、民設民営による公私連携幼保連携型認定こども園ピープル忠岡チャイルドスクールが開園しました。

現在、公設公営で管理をする子育て支援施設としては、東忠岡地区における、東忠岡幼稚園及び東忠岡保育所のみとなっております。

また、こども園化により用途廃止した（旧）忠岡幼稚園の園舎については、今後、転用化を実施する予定ですが、併せて長寿命化を図るなどの対策が必要であることから、本計画に掲載しますが、（旧）忠岡保育所については、現在解体撤去中であることから、本計画においては公共施設の管理面積が減少するものとして掲載します。

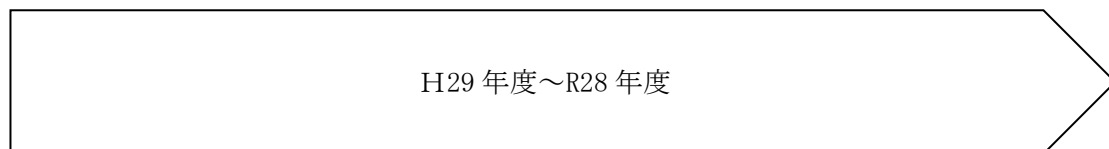
以上の観点から本計画における対象施設については東忠岡幼稚園、東忠岡保育所並びに（旧）忠岡幼稚園とします。

2-2 子育て支援施設個別施設計画の対象期間

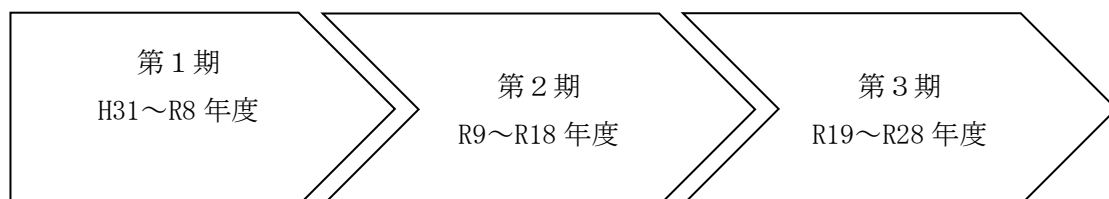
本計画の計画期間は、令和元年度から令和8年度までの8年間とします。公共施設等総合管理計画の計画期間である平成29年度から令和28年度までの3期に分け、本計画は、その第1期分とします。

【図表 計画期間】

【公共施設等総合管理計画】



【子育て支援施設個別施設計画】



第3章 子育て支援施設を取り巻く現状と課題

3-1 行政サービスの概要

東忠岡幼稚園

3歳児から小学校就学前までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための施設。

東忠岡保育所

保護者が働いているなどの何らかの理由によって保育を必要とする児童を預かり、保育する施設。

保育時間；7:30～18:30（延長保育時間 18:30～19:30）

(旧) 忠岡幼稚園

本来の幼稚園としては閉園となっており、転用について、今後検討していきます。

3-2 施設整備の概要

本町が管理する子育て支援施設は、東忠岡地区にある東忠岡幼稚園と東忠岡保育所の1園1所、並びに現在は閉園となっている(旧)忠岡幼稚園と(旧)忠岡保育所となっています。

施設名	築年数 (平成31年3月地点)	延床面積	今後の見通し
東忠岡幼稚園	42年	1,524.52 m ²	こども園として統合することで、大幅な面積の減少が見込まれる。
東忠岡保育所	45年(ただし増築部分を除く)	1,699.25 m ²	
(旧)忠岡幼稚園	42年	1,366.52 m ²	別用途に転用予定。
(旧)忠岡保育所	43年	1,091.18 m ²	施設としては、令和元年度中に取り壊し。

3－3 老朽化の状況

幼稚園・保育所ともに町立の施設は、建築後40年以上が経過し、毎年多額の修繕料が必要となっています。具体的には、雨漏りについては全ての施設において複数箇所が発生しており、保育室や遊戯室についても床や壁の損傷なども目立ってきております。また、特に東忠岡幼稚園の水道管については鉄管を採用していることから、錆の発生が著しく、漏水や詰まりなどが頻繁に発生している状況です。

また、東忠岡保育所については昭和48年に建築後、平成5年に増改築を実施しているため、各保育室の大きさが統一されておらず、現状の保育ニーズに合わせての教室の確保が難しい状況となっており、日々の使用において不具合が多くあり以前から問題視されてきました。

以上のことから、修繕料などの財政的な負担はもとより、教育・保育を行ううえで少なからず支障をきたしております。さらに、平成27年度に実施した耐震診断の結果を踏まえ、出来る限り早い時期に耐震補強並びに大規模改修工事などの必要があります。

3－4 管理運営の状況

東忠岡幼稚園：公設公営

東忠岡保育所：公設公営

3－5 人口動向等施設に影響を与える要因の概要

東忠岡幼稚園の現状と課題

幼稚園の園児数については、子ども人口の減少に伴って年々減少が続けています。集団教育・集団活動を学び、生きる力を育むために今後どのように対応していくかが課題となっています。

東忠岡保育所の現状と課題

幼稚園に対し保育所への入所希望は、女性の社会進出に対する意識変化や社会経済状況の変化などによる共働き世帯数の増加、子ども・子育て支援新制度に伴う保育要件の変更などにより増加しています。これまでも、待機児童の解消に向け、非正規職員の配置などによる受入れ枠の確保に取り組んだ結果、平成23年4月以降、待機児童ゼロを継続してまいりましたが、平成29年度途中から保育士不足のために待機児童が発生し、翌30年度においても待機児童

が発生するといった事態に陥っており、早急に待機児童の解消が求められています。

また、保育ニーズの増加や多様化に伴って、保育所に求められる内容も複雑になっている中で、どのように子どもの健やかな育ちを保障するかが課題になっています。

（旧）忠岡幼稚園並びに（旧）忠岡保育所の現状と課題

上記の東忠岡幼稚園並びに東忠岡保育所とほぼ同様の課題がある中で、平成31年3月末をもって、両園を閉鎖し、公私連携幼保連携型認定こども園ピープル忠岡チャイルドスクールが4月から開園となりました。民間の力を活用することで、保育士不足にも対応ができ、2年ぶりに待機児童の解消が出来たところです。

なお、（旧）忠岡保育所については現在解体撤去中であり、令和元年度中には施設自体がなくなることとなります。また、（旧）忠岡幼稚園については、今後、耐震化をするとともに大規模改修工事を実施し、他用途への転用を検討しているところです。

第4章 対策優先順位の考え方(優先順位の考え方と施設評価)

4-1 優先順位の考え方

これまで述べてきた通り、平成31年4月から忠岡地区において（旧）忠岡幼稚園と（旧）忠岡保育所を統合し、民設民営によるこども園が開園したことにより、残るは、東忠岡地区における東忠岡幼稚園と東忠岡保育所のみとなっています。

しかしながら、本町は日本一面積が小さい町であり、地区については忠岡地区と東忠岡地区の2つに分かれています。様々な施策については、同様の措置を保護者より求められることから、東忠岡地区においても出来るだけ早い時期に認定こども園化が必要であると考えており、現在、平成31年度（令和元年度）中に実施設計を、令和2年度に工事着工が出来るように進めております。

（旧）忠岡幼稚園については、閉園となった施設であります。転用化を実施する予定ですが、詳細については今後検討する予定としています。

4-2 対策の優先順位付けの考え方に基づく施設の評価方法

本町は、町域が狭く、忠岡地区及び東忠岡地区の2地区しかない自治体であります。(旧)忠岡幼稚園と(旧)忠岡保育所については、平成31年4月より民設民営によるこども園として開園している状況であります。

東忠岡地区については、東忠岡幼稚園・東忠岡保育所ともに建築後40年以上が経過し、老朽化が著しい施設となっております。また「(仮称)東忠岡地区認定こども園整備基本計画」により、公設公営で新設によるこども園化が計画されていることから、施設の評価については割愛するものとししました。

第5章 対策内容と実施時期（実施計画）

5-1 対策内容

4-2においての記述の繰り返しとなりますが、東忠岡幼稚園及び東忠岡保育所については公設公営でのこども園を新設するものとします。

また、2施設を集約化するため、こども園の延べ床面積は700㎡が減少するものと見込まれます。

さらに、(旧)忠岡保育所については現在解体撤去中であり、令和元年度中には1,091.18㎡が減少することとなります。また、(旧)忠岡幼稚園については、今後、耐震化をするとともに大規模改修工事を実施し、他用途への転用を検討しているところであります。

5-2 実施時期（実施計画）

令和元年度に基本設計及び実施設計を策定する予定で、同時に境界画定業務についても実施する予定です。(東忠岡地区)

(旧)忠岡幼稚園については、現時点では時期等は未定ですが、町の財政状況等を勘案しながら出来るだけ早期に転用を図って参ります。

5-3 工程表及び対策費用

令和2年度に工事開始、最終的な完成は令和4年度を目指します。

総工事費（設計代を含む）については、約8億円と試算しています。

令和3年度から令和8年度については、新築の段階であり年間の修繕経費を50万円と見込んでいます。

第6章 今後の方針と本計画の実現に向けて

6-1 フォローアップの実施方針

本計画を着実に推進していくためには、以下のPDCAサイクルに基づき、継続的に計画の評価・見直しを行いながら推進していきます。

